

第3講 家族の法：報告と討論

田中重人 (東北大学文学部准教授)

1 前回課題について

- テクストを正確に読む、ということ
- その文章と自分の知識の間に齟齬がなくなるところまで解釈をつめる
- 資料をただ写すのではなく、自分がどう理解したかがわかるように書く (部分的に引用するのはかまわない)
- きれいな字で
- 自分用のメモを書かない
- 係り受け (「夫婦双方の死によって消滅する……」)
- 分野による用語の違い: 「親族」「姻族」など
- 翻訳語の歴史的背景
- ステップファミリー、継親子
- 「イエ」制度と明治民法における「家族」の定義 (→「家族変動」の回)
- 「戸籍」制度の変遷 (→前回資料)
- 「同居」「生計」「世帯」と家族 (→前回資料)
- 夫婦家族制、直系家族制、複合家族制
- 主観性、客観性、相互主観性 (間主観性、共同主観性) (→教科書 II-3)
- 「規範」の通用する範囲
- 生活時間 (time use)
- インセストタブーと親族関係の文化人類学研究

2 今回の課題

4つのトピックについて、前回決めた分担にしたがい、資料を配って説明、その後討論。法改正などにより、資料が古いこともありうるので、注意。

- (A) 「夫婦」
- (B) 「親子」
- (C) 「離婚」
- (D) 「相続」

討論の結果わかったことを課題用紙に書いて提出。

3 宿題

次回までに、自分のテーマについてさらに調べる。今回と同様、資料を9部作ってくる。